

成年後見人等に対する報酬付与申立てについて

●概要

家庭裁判所は、成年後見人等及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を成年後見人等に与えることができる。

報酬は、成年後見人等が行った後見等事務の労務の対価であるのに対し、費用は後見等事務を行うために必要な出費である。費用は、たとえば交通費、事務用品の購入費、事務処理に使用した補助者・専門家への支払い等である。両者の違いは、報酬の支弁を受けるには付与の審判によらなければならないのに対し、費用はその実費を適宜本人の財産から支弁できるという点にある。

●申立権者

- 成年後見人，保佐人，補助人，未成年後見人，成年後見監督人，保佐監督人，補助監督人，未成年後見監督人，任意後見監督人

●管轄（申立書を提出する裁判所）

後見等開始の審判をした家庭裁判所（後見等開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所）

●申立費用

- 収入印紙 800円分（申立て手数料）
- 予納郵便切手 84円を1枚

●添付書類

- 報酬付与申立事情説明書
- 後見等事務報告書，財産目録等

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。